# 業務委託契約書 (案)

沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、次のとおり委託契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

- 1 委託業務の名称 県議会庁舎二段式駐車装置保守点検業務
- 2 履行期間 着手 令和6年4月 1日完了 令和7年3月31日
- 3 実施場所 沖縄県議会庁舎
- 4 契約金額 ¥

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、¥ )

「取引きに係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので契約金額の110分の10を乗じて得た額である。

5 契約保証金 沖縄県財務規則第101条による

(総則)

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づき頭書の契約金額をもって県議会庁舎二段式駐車装置保守 点検業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。
- 1 前項の仕様書に明記されていない仕様がある場合には、甲と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

# (業務責任者、業務工程表)

- 第2条 乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務責任者を定め、甲に通知するものとする。
- 2 乙は、契約締結後、速やかに業務工程表を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

## (権利、義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合には、この限りでない。

#### (再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。

## (委託業務の調査報告)

第5条 甲は、必要と認める場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、 又は報告を求めることができる。

第6条 甲は、必要と認める場合には、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要がある場合には、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項により乙が損害を受けた場合は、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は甲乙協議して決める。

# (損害賠償)

第7条 乙は、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償 しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害につ いては、この限りでない。

- 2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償 しなければならない。
- 3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 4 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の責任において その賠償をしなければならない。

#### (業務報告及び検査)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務報告書(成果報告書)及び仕様書に定める書類等を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務報告書(成果報告書)及び仕様書に定める書類等を受理したときは直ちに検査を行わなければならない。

#### (契約金額の支払い)

第9条 乙は、前条第2項の規定による検査が終了した場合には、甲に対して契約金額の支払いを翌月末までに請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

第10条 この契約の契約金額の支払いは、次のとおりとする。

 年額 ¥

 月額 ¥

(甲の解除権)

- 第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) 乙が正当な理由なく解除を申し出たとき。
  - (2) 乙の責に帰すべき事由により委託業務を完成する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 第3条から第5条までの規定に違反したとき。
- (4) その他、乙の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに認められるとき。
  - (5) 乙が次のいずれかに該当する場合。
- イ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- ロ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- へ 下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイから ホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められると き
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (6) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合 2 乙は、前項第1号から第5号までの定めにより、当該契約を解除する場合は、損害賠償 金として未済額分の100分の10を甲に納入しなければならない。
- 第12条 甲は、前条に規定する場合のほか、必要がある場合には、契約を解除することができる。
- 3 前項により契約を解除した場合において、乙が損害を受けた場合には、甲は、その損害 を賠償しなければならない。

#### (乙の解除権)

- 第13条 乙は、次の各号に該当する場合には、契約を解除することができる。
- (1) 第6条に基づく業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少した場合。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完成することが不可能となった場合。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合には、前条第2項の規定を準用する。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不 当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させ るとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜 査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の執行に際して知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(完了報告)

第 16 条 乙は、委託業務がすべて終了したときは、速やかに業務完了報告書(成果報告書) を甲に提出しなければならない。

(補則)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し当事者の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 委託者

住 所 那覇市泉崎1丁目2番2号

名 称 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉城 康裕 印

(乙) 受託者

住 所

名 称

代表者